細　則	7
関係条項	第　1　条

風水害対策の実施計画

1　目的

この計画は、○○事業所の全域において洪水、内水、土砂及び強風（以下、「風水害」という。）による被害発生の危険性を回避、低減することを目的とする。

2　適用

（1）この計画は川越市・川島町の最新のハザードマップによる被害想定及び過去１０年において発生した風水害被害をもとに作成する。

（2）ハザードマップの更新については定期的に確認し、必要に応じて計画を見直すものとする。

（3）この計画はタイムラインを考慮し、気象庁や川越市・川島町が発表する防災情報の警戒レベルに応じた措置を訓練等において確認し、タイムラインとの整合性を確保する。

（4）令和３年３月３０日付け消防危第４９号「危険物施設の風水害対策の一層の推進について」（以下、「４９号通知」という）に基づき、風水害対策計画を作成し、次のアからウについて必要な事項を定めるものとする。

ア　平時からの事前の備え

イ　危険性が高まってきた場合の応急対策

ウ　天候回復時の点検・復旧

3　平時からの事前の備え

（1）災害情報の確認と事業所リスクの想定

ア　災害情報の確認

各種ハザードマップ及び過去１０年間において発生した風水害被害に基づき、被害想定を実施する。

表１　災害情報一覧

種別	被害想定	備考
洪水ハザードマップ	浸水深：○～○m	別添１参照
内水ハザードマップ	浸水深：○～○m	別添２参照
土砂災害ハザードマップ	（例）想定被害なし	別添３参照
過去１０年間の 風水害被害	（例）洪水による浸水あり 暴風による屋根一部破損	―

イ　避難情報の確認

事業所構外へ避難が必要な場合の避難所及び避難ルートを予め確認する。

ウ　被害想定

表１の浸水被害等から、危険物施設における被害想定は次のとおりとする。

（例）

①　暴風及び浸水時の飛来・漂流物による危険物施設の建物・設備等の破損
②　上記①に伴う危険物の漏えい及び火災
③　上記①に伴う危険物の河川・海上流出
④　停電に伴う温度管理不良等による火災
⑤　危険物（禁水性物質等）の水濡れによる火災及び爆発
⑥　高温設備（金属溶融炉等）の浸水に伴う水蒸気爆発

エ　上記ウの被害想定の結果、特に社会的影響が大きい災害が発生するおそれがある場合は、**別紙５－１**により予め消防機関等へ情報提供を実施する。

（２）風水害対策に必要な情報

予想降雨量・風速、河川水位、潮位、防災気象情報、避難指示等（以下、「防災情報等」という。）の風水害対策に必要な情報及び情報媒体や取得手段については、**別紙１**に示す。

（３）風水害対策組織及び役割

ア　所長等（移行判断責任者）
①　風水害に対する備え全般の管理監督
②　移行判断責任者として風水害対策へ移行する判断及び指示
③　各種警戒レベルに応じた施設の運転停止、危険物の搬入及び搬出、工事等構内の作業の中止判断及び指示
④　天候回復後の被害状況を確認し、点検等、復旧に向けた指示

イ　危険物保安監督者（情報収集担当）
①　情報収集担当として**別紙１**による情報を収集し、移行判断責任者に報告
②　火災・危険物の流出等の発生時又は発生の恐れがある場合の通報及び応急措置の指示
③　被害状況を取りまとめ、移行判断責任者に報告
④　施設の点検、安全に復旧するための措置等
⑤　災害時の情報提供及び問合せ対応

ウ　事業所の長は、危険物保安監督者の代理者を指名し、当該構成者が旅行、疾病その他の事故によって職務を行うことができない場合は、その職務を代行させる。

エ　従業員等

危険物保安監督者等の指示により臨時点検、資機材の準備、設備の応急措置等

（４）対策に要するリソース（時間、対応要員、資機材）等の把握

ア　対策に要するリソース（時間、対応要員、資機材）

平時及び防災情報等の警戒レベルに応じた風水害対策並びに使用する資機材、対策に要する時間、対応要員数を**別紙２**に示す。

イ　点検及び訓練

風水害対策で使用する資機材の点検や訓練は、次のとおり定期的に実施する。
①　資機材の目視点検を６ヵ月に１回以上、機能点検を１年に１回以上実施する。
②　風水害対策資機材を使用した訓練を１年に１回以上実施する。
③　訓練で対策に要する時間、必要な対応要員数等の確認を実施タイムラインとの整合性を確保する。
④　教育は次の内容について実施する。

（例）

a　対策資機材の取扱い及び設置方法

b　各種警戒レベルに応じた応急措置の内容

c　各自の役割、任務分担

d　対応要員が不足する場合の連絡

e　避難所及び避難ルートの確認

（５）風水害対策への移行判断基準

防災情報等の警戒レベルに応じた対策並びに移行判断のための条件、各種警戒レベル等で実施する対策の概要を**別紙３**に示す。

４　危険性が高まってきた場合の応急対策

（１）情報収集と事業所への影響判断

危険物保安監督者(情報収集担当者)は､**別紙１**の情報媒体から風水害対策に必要な情報を収集し、事業所への影響が想定される場合、移行判断責任者又は代理に報告する。

（２）対応方針の検討及び指示

ア　危険物保安統括管理者（移行判断責任者）は**別紙２**及び**別紙３**に基づき対応方針を検討し、情報収集、対策準備等について指示を行う。

イ　従業員等への連絡

対策へ移行する際の従業員への伝達方法は口頭、電話、構内放送及び一斉メールとする。

（３）風水害対策移行の判断

風水害対策移行時期を判断するにあたり、次のことに留意すること。

ア　風水害の危険性が高まる時期、地域及び規模の確認

イ　風水害の危険性と対象地域から、事業所への影響の可能性

ウ　風水害対策の内容、対策に要する時間、対応要員数及び資機材

エ　避難の開始判断基準及び避難方法

（４）風水害対策の実施

指示を受けた対応要員は**別紙２**に基づき対策を実施し、完了したことを移行判断責任者へ報告を行う。対策完了後も事業所内の巡回等、継続してモニタリング及び情報収集を行い、必要に応じて対応を変更する判断を行う。

（５）避難

警戒レベル４が発令された場合には、風水害対策の作業途中であっても従業員等の安全を守るため、移行判断責任者は作業を中断させ、安全な場所に避難させる。

（６）火災・危険物の流出等が発生した場合の応急対策

ア　消防機関等への通報

①　火災・危険物の漏えい等の発生時又は発生の恐れがある場合の通報先を**別紙４**に示す。

②　風水害により､特に社会的影響が大きい災害の危険性が高まってきた場合は､**別紙５－２**の**【風**

水害の危険性が高まってきた場合】の欄を記載し、消防機関等へ情報提供を実施する。

③　災害時の情報提供及び問合せ対応については消防技術説明者が行うものとし、**別紙６**により情報の一元管理を行う。

イ　従業員等への連絡

火災・危険物の漏えい等の発生時又は発生の恐れがある場合、従業員への伝達方法は構内放送等とする。

ウ　被害軽減策・応急対策の実施

移行判断責任者は被害状況を確認し、**別紙３**に基づき対応要員に被害軽減策・応急対策を実施するよう指示する。

５　天候回復後の点検・復旧

（１）施設の点検

ア　危険物保安統括管理者は風水害による被害の状況を確認するとともに運転開始に向けた施設及び設備の点検を行わせ、運転可否の判断を行うものとする。

イ　危険物保安監督者及び従業員は施設及び設備の点検を行い危険物保安統括管理者へ報告する。

ウ　浸水した場合、施設及び機器において貯蔵及び取扱う危険物への水の混入状況等を確認する。

エ　電力復旧時の通電火災や漏電防止のため、施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。

オ　安全が確認された施設については、各部門の手順書に従い復旧作業を実施する。

（２）施設に損傷、異常が生じた場合

ア　前項にて損傷、異常を発見した場合、適切に通報を行うほか、必要に応じて消防等の関係機関に連絡し、対応を協議する。

イ　損傷、異常があった施設及び設備については応急処置を行い、被害の軽減策、応急復旧の実施状況及び進捗を整理し、必要に応じて消防等の関係機関に情報提供する。

（３）災害時の危険物の仮貯蔵・仮取扱い

復旧にあたり、指定数量以上の危険物を仮貯蔵・仮取扱いを行う場合は、事前に所管の消防署と協議のうえ別途実施計画を策定し、承認を得る。

以　上